

～安心して働ける信州のために～

# 労働安全衛生関係のとりくみ

令和8年度

長野労働局 労働基準部 健康安全課

# 第14次労働災害防止推進計画（略称：14次防）を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

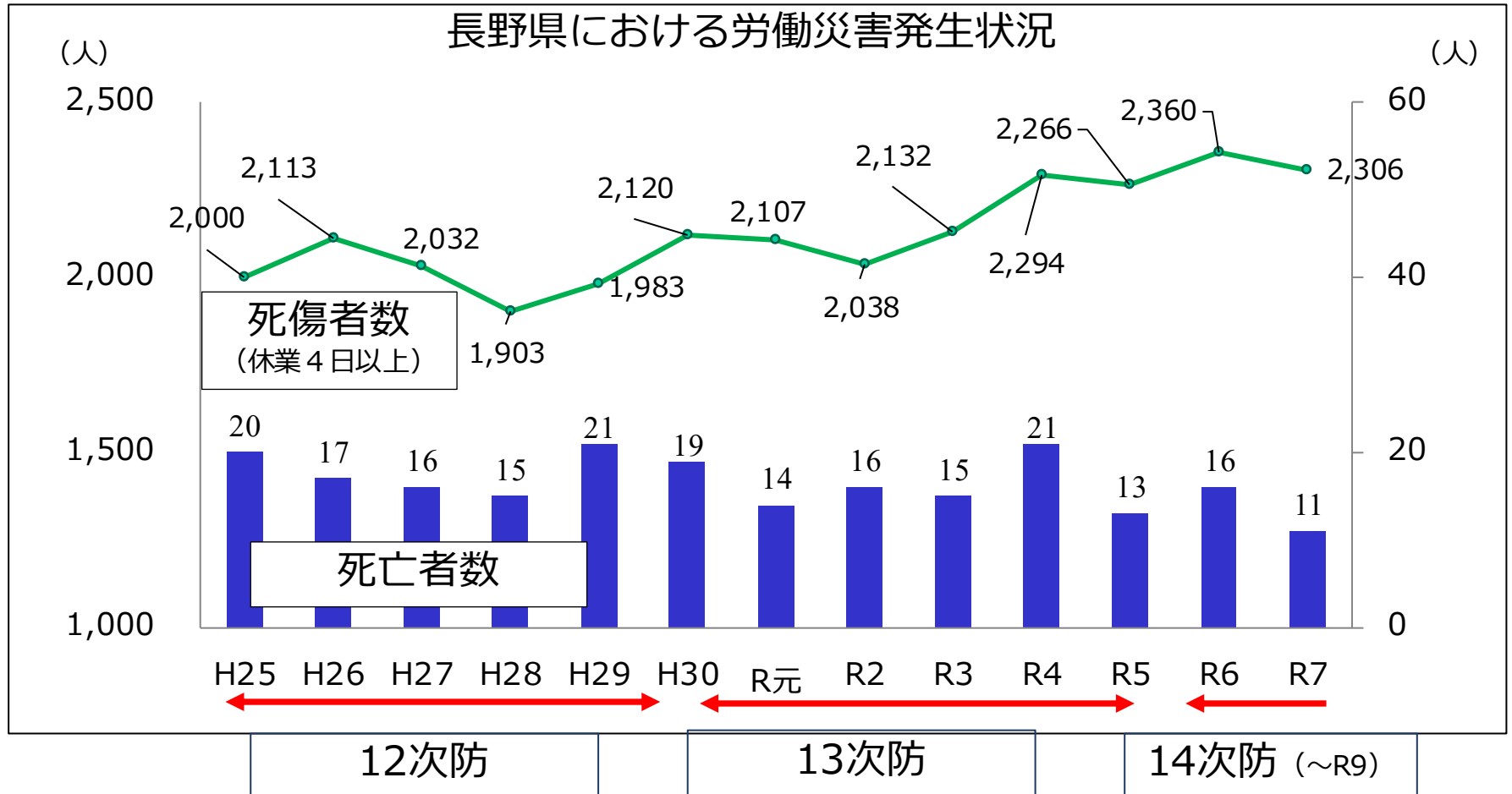
## 【14次防の指標】

### ○全産業の死亡者数

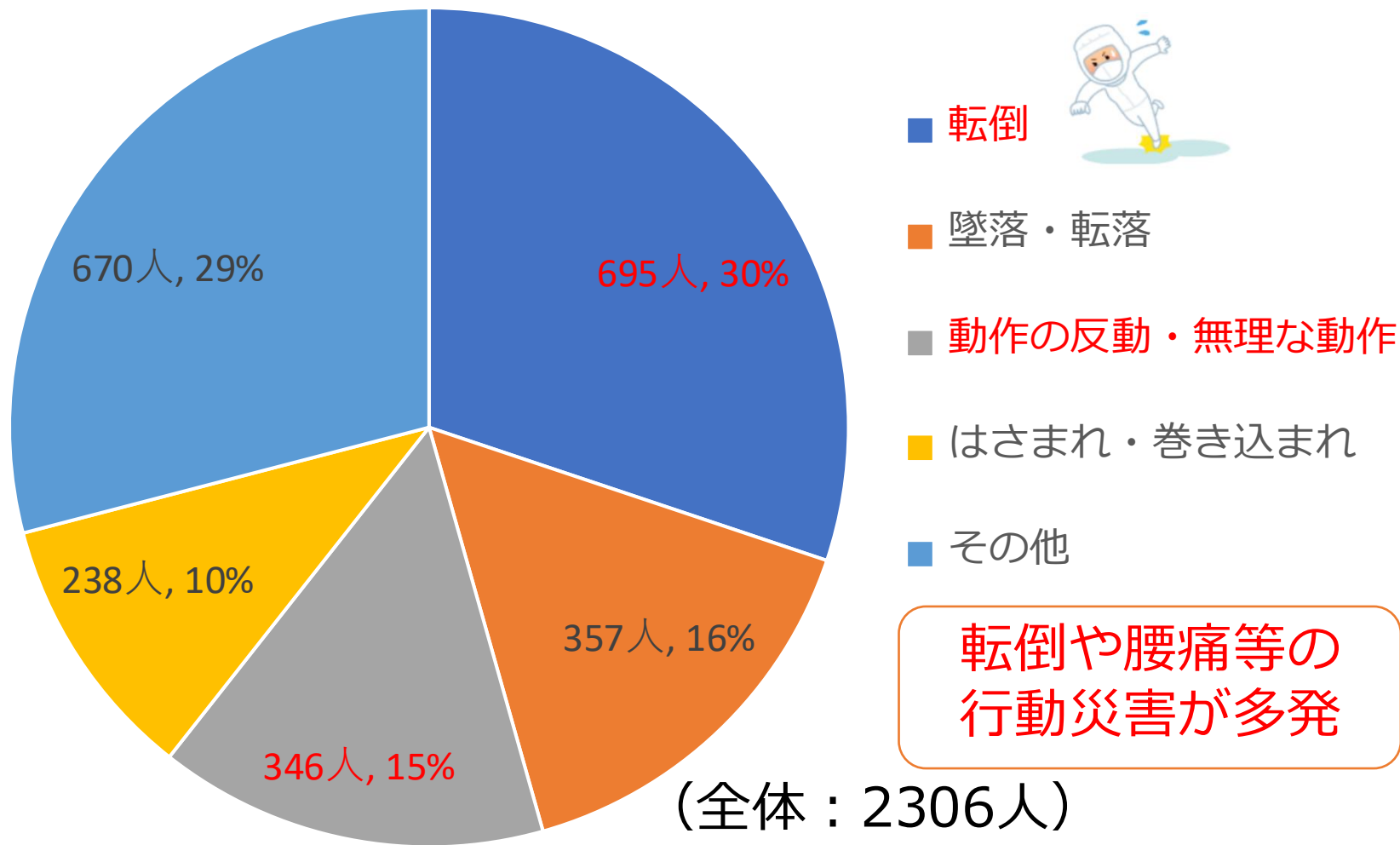
死亡災害の撲滅を目指し、13次計画期間中（85人）より5%以上減少

### ○全産業の休業4日以上の死傷者数を2022年より5%以上減少

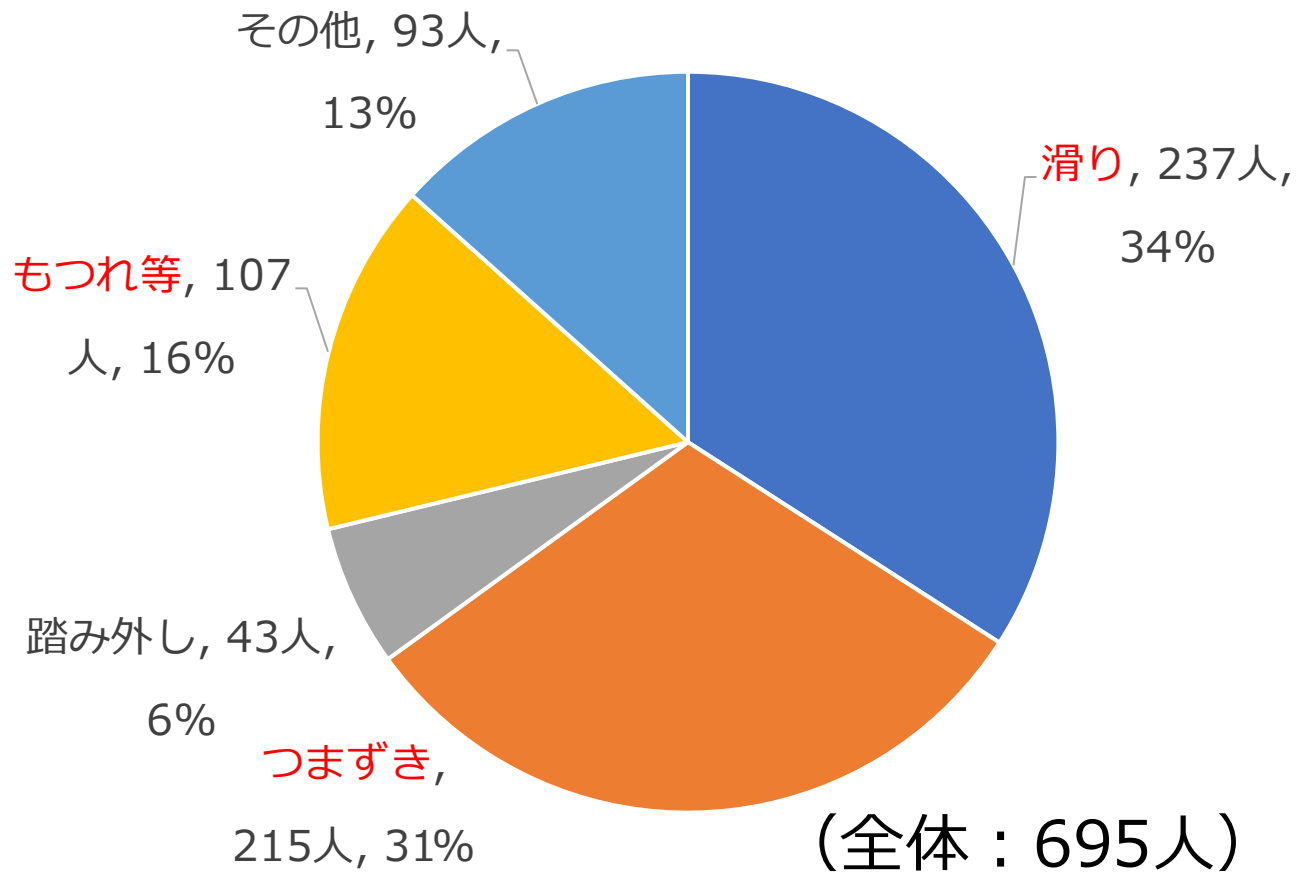
長野県における労働災害発生状況



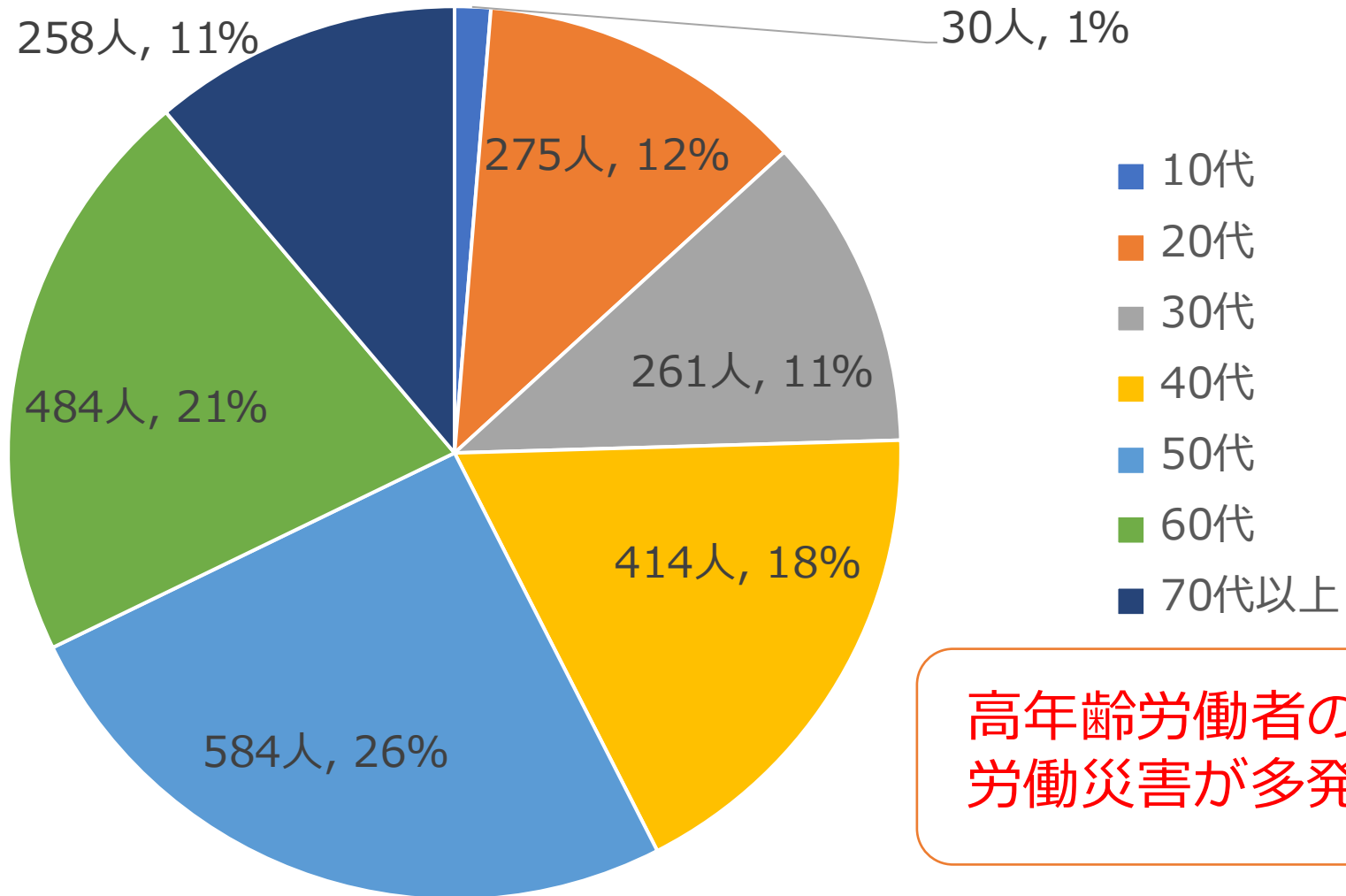
# 長野県における事故の型別労働災害発生状況 (令和7年 全産業 休業4日以上)



# 令和7年 転倒災害・原因別発生状況 (長野県内・全産業)



# 長野県内における年齢別労働災害発生状況 (令和7年 全産業 休業4日以上)



## ① 業種横断的な対策

ア) 転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」）が増加しているため、ハード面の対策に加えソフト面の対策の推進を図ります。

行動災害防止対策の詳細は、厚生労働省の「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」の冊子を参照。

イ) 高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理等の必要な措置に関する周知を図ります。

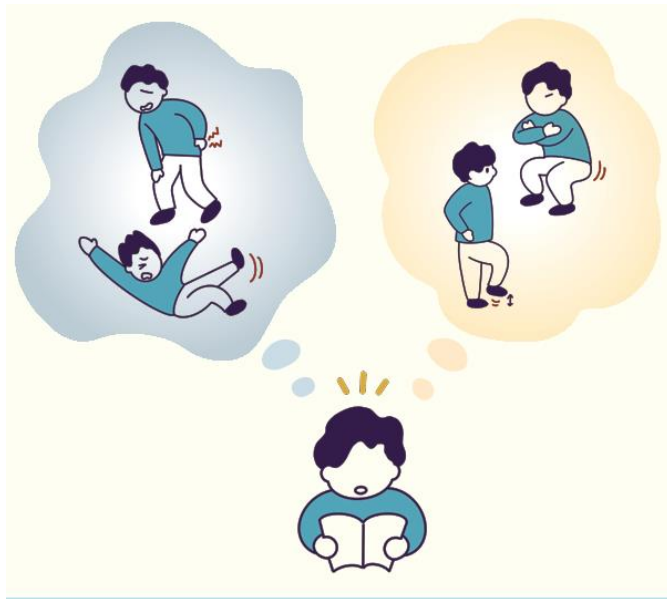
令和8年2月に公表された「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）や厚生労働省のエイジフレンドリー補助金の周知等を図ります。

ウ) 安全衛生対策に積極的な事業者が社会的に評価される環境整備に努めます。

エ) 個人事業者等に対する安全衛生対策に係る改正労働安全衛生法の周知を行います。

オ) 冬季特有の労働災害の防止対策を推進します。

# 社内で実施可能な 行動災害 防止に向けた取り組み（冊子）



今、増えている転倒・腰痛

社内で実施可能な  
行動災害防止に向けた取り組み

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

令和7年度厚生労働省委託事業「転倒・腰痛予防のための安全衛生担当者向け教材作成及び広報等事業」において、左記の冊子を作成しました。

行動災害防止対策にご活用ください。

この冊子は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

# 令和7年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	清掃・と畜業	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	産業廃棄物中間処理施設において、油圧ショベルを旋回させたところ、旋回範囲内にいた被災者が当該機械のカウンターウエイトと機械設備の間にはさまれた。
2	2月	卸売業	飛来・落下 玉掛用具	自動車解体工場において、移動式クレーンにより解体後の車体をつり上げたところ、高さ約3mの位置でつり具から外れ、玉掛け作業を担当していた被災者に激突した。
3	3月	食料品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ コンベア	ベルトコンベアを稼働させた状態で、ベルトコンベアに付着した汚れを除去していたところ、ベルトとプーリーの間に右腕が巻き込まれた。
4	4月	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	油圧ショベルにより道路の補修工事を行っていたところ、突然補修していた道路が崩落し、油圧ショベルごと崖下に転落した。
5	4月	電気機械器具 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ 動力機械	自動加工機械のメンテナンス作業を担当していた被災者が、意識不明の状態、当該機械の外枠内に上半身を乗り出した姿勢で発見された。発見時、機械は停止していたが、後の調査で機械にはさまれて死亡したことが判明した。
6	5月	社会福祉施設	墜落・転落 階段	階段下の踊り場で、頭部を負傷し倒れている被災者が発見された。当時、建物全体が停電中であった。
7	5月	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	油圧ショベルにより仮設通路を整地していたところ、路肩から、油圧ショベルごと約50m転落した。
8	9月	土木工事業	交通事故 不整地運搬車	工事現場へ移動中のホイール式不整地運搬車が、路肩から約10m転落した。
9	10月	索道業	激突され 立木等	胸高直径40cm、樹高約20mの栗の木をチェーンソーで伐木作業中、幹が裂け上がり落下、被災者に衝突した。
10	11月	土木工事業	墜落・転落 足場	橋桁の塗装工事を行うため、つり足場を組んでいたところ、高さ約7.5m下の湖に墜落した。
11	11月	農業	交通事故 乗用車	軽トラックで走行中、見通しの悪い交差点において左側から進入してきた自動車と出会い頭に衝突した。

# 令和8年における死亡災害事例

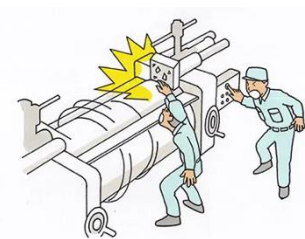
整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	林業 (木材搬出)	激突され 立木等	林地の斜面に傾斜して生えていたサクラの木（胸高直径約57センチメートル、高さ約24メートル）を伐倒するために受け口を作った後、伐倒方向を変更したうえで追い口を作っていたところ、同木の幹が裂け上がり、落下してきた幹が被災者に激突した。
2	2月	土木工事業 (道路建設)	交通事故 (道路) 乗用車・バス・バイク	国道の待避所においてトラックのタイヤにチェーンを巻こうとしていたところ、スリップした一般車両に激突され、被災者がトラックと当該一般車両との間に挟まれたもの。
3	2月	索道業 (スキー場)	はさまれ・ 巻き込まれ 機械装置	タイヤ付きコンプレッサーをホイールローダーでけん引して移動後、けん引ワイヤーを取り外していたところコンプレッサーが動き出し、ホイールローダーとの間に被災者がはさまれた。
4	3月	土木工事業 (土地整理)	激突され 立木等	ドラグ・ショベルのバケットを押し当てて立木を倒したところ、付近で別の作業を行っていた被災者に伐倒木が激突した。

# 県内における死亡災害の傾向

- 土木工事業を中心に、車両系建設機械（特に掘削用機械）転落等による死亡災害が多発



- 製造業等において、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が多



- 伐木作業中に、伐倒木に激突される災害が多発



## ② 業種別労働災害防止対策の推進

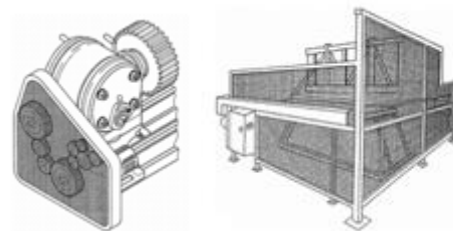
ア) 死亡災害が最も多い建設業について、基本的な安全措置の徹底を指導します。

イ) 製造業について、動力機械の災害防止3原則※を指導・徹底します。  
また、生産設備の導入時も含めリスクアセスメントによる取組を推進します。※①本質安全化、②危険箇所の覆い等、③非定常作業時等の停止

ウ) 陸上貨物運送業について、荷役作業の労働災害防止のため、運送事業者だけでなく、荷主や配送先等に対しても、荷役作業安全対策ガイドラインに基づき指導・周知を行います。

エ) 林業について、「チェーンソーによる伐木作業等の安全に関するガイドライン」等の周知徹底を図ります。

### 機械の覆い等の例



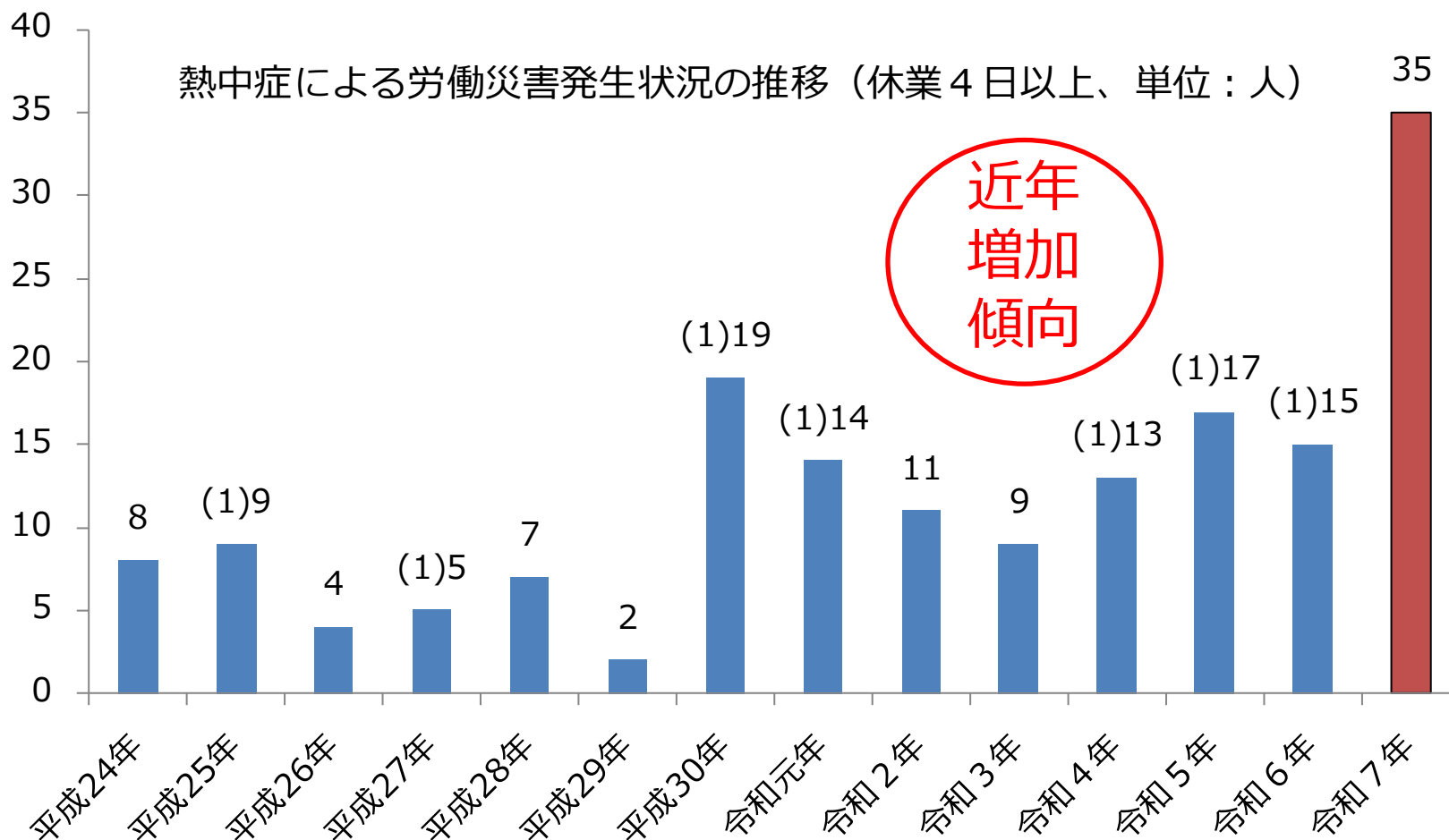
### ③ 労働者の健康確保対策

- ア) 化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、事業者による自律的管理が実効ある形で行われるように必要な支援、指導を行います。
- イ) 「長野県における第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、トンネル工事等の粉じん障害防止対策を推進します。
- ウ) ストレスチェック制度をはじめとする職場のメンタルヘルス対策を推進します。
- エ) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」や「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等により、職場の熱中症予防対策を推進します。

### ④ 治療と仕事の両立支援の推進

「長野産業保健総合支援センター」の事業者・労働者（患者）・医療機関向け相談窓口を周知します。

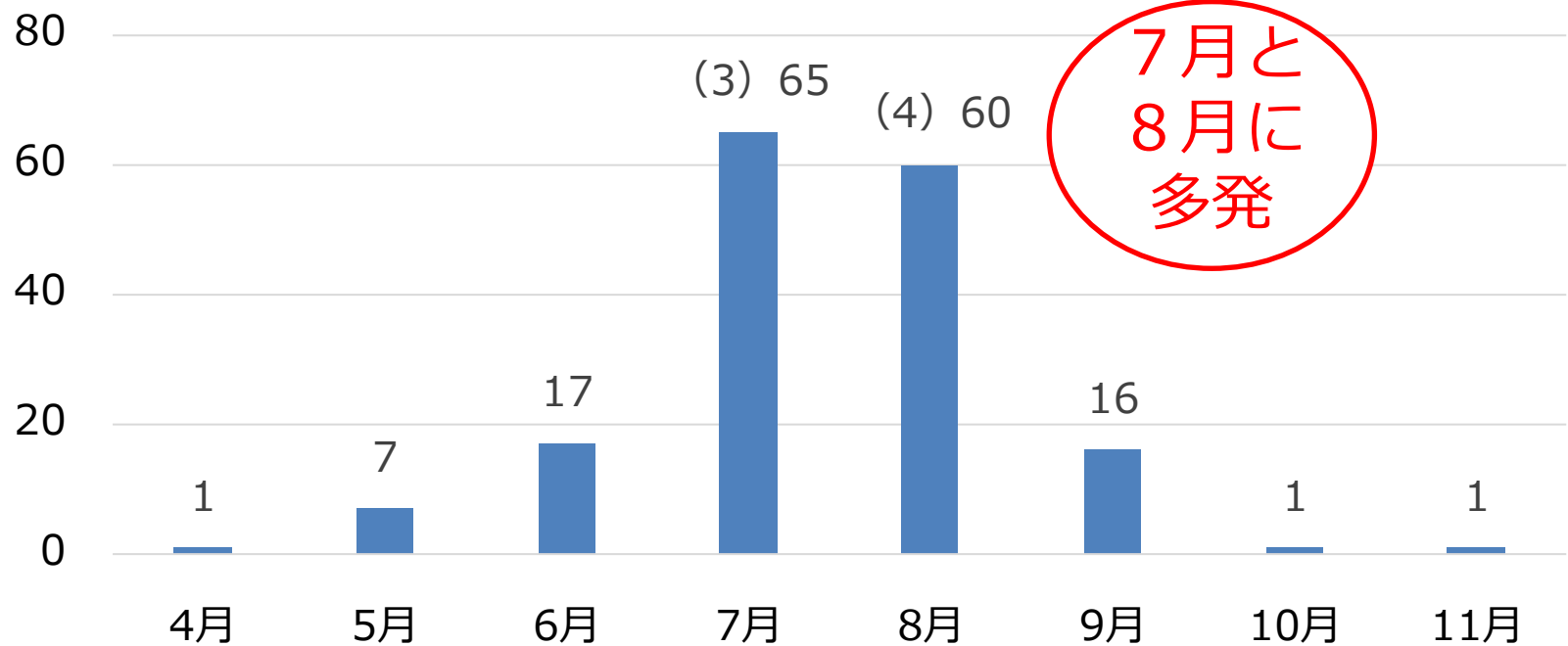
# 長野県内における熱中症による 労働災害発生状況



※ ( ) 内は死亡者数で内数

# 長野県内における熱中症による 労働災害の月別発生状況

熱中症の月別発生状況（平成24年～  
令和7年 休業4日以上 単位：人）



# STOP！熱中症クールワーク キャンペーンについて



STOP!

## 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組期間	重点取組期間	

長野県内では7～8月を  
重点取組期間としています

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

### 服装

準備期間に検討した服装を着用

### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止

### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)

### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間  
の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意  
すること

### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま  
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎  
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮  
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと 重点取組期間（7月～8月）にすべきこと

## 日常の健康管理



当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

## 作業中の作業者の健康状態の確認



巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導

## 異常時の対応



あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

## 重点取組期間

7月～8月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

# 職場における熱中症防止のための ガイドラインの概要

## 第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、**第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価**した上で、その結果に基づき実施することが適切な**対策を第3から選択**して実施。

# 職場における熱中症防止のための ガイドラインの概要

## 第2 熱中症リスクの評価

### 1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
  - ・ 有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

### 2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測



# 職場における熱中症防止のためのガイドラインの概要

## 第2 熱中症リスクの評価（続き）

### 3 熱中症リスクの評価・検討

#### ● 熱中症リスクの評価

- ・ WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。

WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。

#### ● 熱中症リスクの低減のための措置の検討

- ・ 作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）
- ・ 事業場の実情を踏まえて作業管理。
- ・ 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

# 職場における熱中症防止のためのガイドラインの概要

## 第3 熱中症リスクに応じた措置

以下の中から実施することが適切な対策を選択して実施

### 1 労働衛生管理体制の確立等

- 各種管理者の選任と役割
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

### 2 作業環境管理

- WBGT値の低減
- 休憩場所の整備等

### 3 作業管理

- 作業時間の短縮等
- 暑熱順化
- プレクーリング
- 水分・塩分の摂取
- 服装による身体冷却
- 作業中の巡視

### 4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理

### 5 労働衛生教育

- 熱中症予防管理者向け教育
- 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

### 6 異常時の措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分・塩分を摂取する。

# 職場における熱中症予防情報

## 厚生労働省



HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

### 学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!

## 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け  
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

目次	
<b>01</b> 熱中症から命を守る	P4
<b>02</b> 熱中症の発生を予防する	P13
<b>03</b> 熱中症の応急処置	P20
<b>04</b> 熱中症の発生を予防するための対策	P21
<b>05</b> 熱中症の発生を予防するための対策	P21

CLICK

### 職場における熱中症予防対策の周知事業

～職場における熱中症防止を図るため、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました～



厚生労働省ホームページ  
職場における熱中症予防対策



長野労働局ホームページ  
熱中症予防対策特設サイト

## 令和8年度 全国安全週間

本週間：7月1日～7日 準備期間：6月1日～30日

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で第99回を迎えます。

この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みましょう。

スローガン

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

**ご安全に！**